

階級の攻勢によつて、切下けに次ぐ切下がなされ、労働者階級の生活は正に飢餓の一線に追ひつめられてゐた。然るに今日事業は活況を示し収益は増大しつゝあるにかへらず、昔々労働者階級の名目賃銀は日銀調査によれば七年十二月八六の指數は八年十月には八四の低下を示し、質賃銀においても七年十二月九二是八年十月に八九の低下を示しており、朝日新聞生計費指數は七年八月一六一より八年十一月一七〇の賃費をみておる。斯の如く労働者の賃銀は下られ、一方物價高による生計費の賃費は二重に労働者の生活を窮屈せしめられつゝあるのであつて、この傾向を金輸出再禁止の直後より見ると向いぢむるしきものを見るのであつて、今日の産業の活況は労働者階級の犠牲によつてのみ行はれてゐるのである。

かかる資本家階級の労働の強度の擡取は、今日輸出貿易の増進を解消することによつて尙艱く其の本質を暴露するものである。社會立法協議會の調査によれば、一週四十八時間勤務による米國男子労働者の六日間の賃銀は、吾國との間勤務による爲替相場に換算すれば熟練工において六七圓七十四錢であり、平價においても三七圓八十四錢である。世界の三等國といはれておる丁度すら時價爲替相場において五十三圓三十七錢、平價において三十五圓八十五錢である。然るに

吾國における男子労働者の賃銀は十四圓二十八錢であり、然も吾國の労働者は國際労働會議の特殊國としての長時間の労働を強制され擡取されてゐるのであつて、此の労働の擡取の上に今日の輸出の増進——即ちソシアルダンピングが基礎付けられ、資本家階級の収益は増大しつゝあるのであつて、資本家階級が如何に吾國の輸出の増進は労働條件の低落によるものでなく、生産設備並に技術の優秀によるものであると強辯しようとも、此の事を否定し得るものではないのである。

以上によりて示されたる如く今日の景氣は漸次上向つてあることが示されたが、然し乍ら此の上向は直に資本主義經濟組織の正常的發展によるに非ずして、人工的な上向にあるものである。従つて此の上向は僅かな機会並に國際的状勢によりて再び下向への導きをもたらすものであつて、資本家階級これに處することを常に忘つてはゐない其の一つの現はれは、資本の集中と集積が企畫實行せられたる利益の多くは社内保管金其他の形によつて分配されず蓄積されてゐる。又他面には労働者に対する分配はこれを増加せしめる方針でなく、むしろ反対に産業合理化の促進を、其の得る利益を投じ、大規模に加速度的に進行せしめてゐる。失業者の大幅の存在はこのことを容易ならしめ、ソシ

アルダンピングは産業合理化の必要を強化せしめる。

一方政治的には、今議會に治安維持法の改正、出版物取締法の改正が提案され、特高警察網の完備、補助警官制度の計畫を行ひ、労働者階級の闘争を権力によつて抑壓せんとし、在郷軍人會、國防婦人會、國防獻金會、最近計畫せられつゝあるごとき工場防護團等の如き種々な團體を工場に組織基礎付け、名は國防にして、眞實は労働者階級の燃えあがらんとする生活改善の要求を公然に防壓し、一方労動恩賞法、團體保險、解雇手當法等企畫これを制定することによつて労働者の既得せし解職手當を奪ひ去らんとしてゐる。資本の攻勢により貸下、解雇、團結の破壊等々により強壓されてゐるのであつて、産業界の活況は逆に労働者階級に不利益をもたらししむる。然しながらかかる經濟的の條件は労働者階級が守勢より攻勢へ轉ずべきところの基礎的條件をもつて擴大し、労働者階級に闘争への蹶起を促しつゝあるのである。

吾が大阪金融労働組合が過去一ヶ年になし來たつたところのインフレによる貨銀値上闘争は労働守勢より攻勢に轉じたる意識的な行動であり、其の多くは勝利の結果を獲得してゐる。然し乍ら其の闘争はあくまで労働攻勢の端緒であり、部分的なものであつたのである。從つて吾が大

阪金融労働組合の昭和九年度における爭議闘争は労働攻勢の基礎的條件に基づき、かゝる端緒的部的労働攻勢を大衆的全體的に押進めるに於ける方針を定めなくてはならぬ。

吾々は先づ労働者階級に對し、廣く深く現在の資本家階級が労働の擡取を強化しつゝあること、労働者の生活が改善されず惡化し既得の労働條件をも奪取されんとしつゝあるかを宣傳し、名は國防による眞實は労働者の抑壓の機關たる諸種の反動的諸團體の本質を暴露し、労働者は労働組合に團結する必要を煽動し、闘争への蹶起を促さなくてはならぬ。

過去一ヶ年吾々のとりしインフレによる貨銀値上の闘争をより積極的に廣く全面的に遂行し、此れに加ふるに労働の強度の擡取に基づくソシアルダンピングは労働者の労働を國際的に投資するものなること、並に其れはます／＼爲替の引下、團體の引上を結果し、労働の擡取を今日以上に強化し、この國際的对立は平和を破壊し、戦争へと暮れせしめること、其れに反対するところが労働者としての正しきものなることを確信し、労働者の賃銀を國際的水準への引上、並に特殊國として永き労働時間短縮並に深夜業の撤廻を要求しなくてはならぬ。